

第 7 5 回

東京都卸売市場審議会議事録

平成 3 0 年 6 月 1 日 (金)

東京都中央卸売市場

目 次

1.	開 会	1
2.	中央卸売市場長あいさつ	2
3.	会長・会長代理の選任について	3
4.	報告事項	5
	(1) 東京都卸売市場整備計画（第10次）の改正について	
	(2) 豊洲市場の認可申請について	
	(3) 卸売市場法の改正について	
	(4) 豊洲市場における追加対策工事について	
5.	閉 会	12

日時 平成30年6月1日(金) 午後1時29分

場所 東京都庁第一本庁舎 北塔42階 特別会議室A

出席者

会 長	木 立 真 直	中央大学商学部教授
会 長 代 理	矢 野 裕 児	流通経済大学流通情報学部教授
委 員	黒 石 匡 昭	新日本有限責任監査法人パートナー公認会計士
〃	後 藤 治	A. T. カーニー株式会社 パートナー
〃	和佐見 勝	株式会社丸和運輸機関 代表取締役社長
〃	秋 吉 セツ子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟生活環境部副部長
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長(欠席)
〃	近 藤 弥 生	足立区長(欠席)
〃	阿 部 裕 行	多摩市長
〃	上 野 和 彦	東京都議会議員
〃	尾 崎 あや子	東京都議会議員
〃	おときた 駿	東京都議会議員
〃	ひぐち たかあき	東京都議会議員
〃	山 崎 一 輝	東京都議会議員
臨 時 委 員	細 川 允 史	卸売市場政策研究所 代表
幹 事	村 松 明 典	東京都中央卸売市場長
〃	古 谷 ひろみ	東京都中央卸売市場次長
〃	福 田 至	東京都中央卸売市場理事(技術調整担当)
〃	岡 安 雅 人	東京都中央卸売市場管理部長
〃	吉 村 恵 一	東京都中央卸売市場企画担当部長
〃	石 井 浩 二	東京都中央卸売市場渉外調整担当部長
〃	松 田 健 次	東京都中央卸売市場市場政策担当部長
〃	猪 口 太 一	東京都中央卸売市場財政調整担当部長
〃	長 嶺 浩 子	東京都中央卸売市場事業部長
〃	赤 木 宏 行	東京都中央卸売市場移転支援担当部長

〃	福崎宏志	東京都中央卸売市場新市場整備部長
〃	影山忠男	東京都中央卸売市場新市場整備調整担当部長
〃	堀真	東京都中央卸売市場新市場事業推進担当部長
〃	前田豊	東京都中央卸売市場移転調整担当部長
〃	西坂啓之	東京都中央卸売市場事業支援担当部長
〃	佐々木宏章	東京都中央卸売市場環境改善担当部長
〃	鈴木理	東京都中央卸売市場技術調整担当部長
〃	渡辺正信	東京都中央卸売市場施設整備担当部長
〃	吉野敏郎	東京都中央卸売市場建設技術担当部長
〃	吉村幸子	東京都生活文化局消費生活部長
〃	荒井俊之	東京都都市整備局都市基盤部長

1 開 会

○大場書記 定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、当審議会の書記を務めてございます市場政策課長の大場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第7条により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数16名中、14名の方々の御出席をいただいております。定足数を満たしておりますので、有効に成立していることを御報告させていただきます。

なお、本日は川田委員、近藤委員が所用のため御欠席されております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。審議会資料はお手元に配付してございます。

まず、「第75回 東京都卸売市場審議会 次第」でございますが、訂正をさせていただきたいと存じます。次第の1番目が開会、2番目が会長・会長代理の選任について、3番目が中央卸売市場長挨拶となっておりますが、2番目に中央卸売市場長の挨拶、3番目に会長・会長代理の選任に変えさせていただきたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。

資料の確認に戻させていただきます。

次第に続きまして「東京都卸売市場審議会委員名簿（第24期）」

続いて「東京都卸売市場審議会 幹事・書記名簿」

続いて「第75回 東京都卸売市場審議会 座席表」

続いて「東京都卸売市場審議会条例」

資料1「東京都卸売市場整備計画（第10次）変更 新旧対照表」

資料2「豊洲市場の認可申請手続について」

資料3「卸売市場法改正のポイント」

資料4「豊洲市場における追加対策工事について」

また、参考資料として、右肩に「策定 平成29年2月10日 変更 平成30年5月30日」とあります「東京都卸売市場整備計画（第10次）」の印刷物がございます。

審議会委員の皆様方のお席には、平成29年2月に策定いたしました「東京都卸売市場整備計画（第10次）」の青い冊子を御用意してございますので、必要に応じてごらんいただければと思います。

資料は以上でございますが、お手元におそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

以上、資料の確認でございます。

当審議会の幹事、書記につきましては、前回審議会以降、人事異動に伴いまして変更がございました。お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介にかえさせていただきます。

審議会委員におかれましては、本年2月に改選がございまして、今回は改選後初めての審議会でございますので、東京都卸売市場審議会条例第5条の定めに従いまして、後ほど皆様の互選により、会長職の選出をお願いすることとなっております。それまでの間、当審議会の幹事でございます松田市場政策担当部長が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○松田幹事 ただいま御紹介のございました、東京都中央卸売市場市場政策担当部長の松田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様に会長をお決めいただくまでの間、僭越ではございますけれども、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元に配付してございます次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

2 中央卸売市場長挨拶及び委員紹介

○松田幹事 初めに、村松中央卸売市場長より御挨拶を申し上げます。

○村松幹事 東京都中央卸売市場長の村松でございます。

本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、当審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る3月8日、本審議会会長でありました福永正通様が御逝去されました。ここに慎んで哀悼の意を表し、心より御冥福をお祈り申し上げます。

本審議会は昭和47年に設置され、卸売市場整備計画をはじめ、東京都の卸売市場の整備等に関する重要事項について調査、御審議をいただいております。

卸売市場を取り巻く環境は大きく変化しておりまして、消費者の求めるニーズも多様化しております。また、現在、国において、昭和46年に制定された卸売市場法の大幅な改正が行われるなど、今後、新たな市場運営が求められておりますが、生鮮食料品等の流通における卸売市場の重要性は変わるものではないと考えております。

このような中、豊洲市場への移転が決定いたしまして、本年10月11日を開場日といたしました。現在、市場関係者の皆様方とともに、開場に向けた準備を精力的に進めておりまして、円滑な移転・開場ができますよう、全力を尽くしてまいります。

本日の審議会は昨年2月に策定いたしました第10次東京都卸売市場整備計画の改正及び開場に向けた諸手続等の報告を行うものでございます。委員の皆様方には御多忙の中、また、限られた時間でまことに恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、審議会開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松田幹事 どうもありがとうございました。

引き続き議事に入りたいと存じますが、撮影についてはここで終了とさせていただきますので、テレビカメラは御退室ください。

本日の審議会は委員の改選後初めての審議会でございますので、お手元の委員名簿に従いまして、委員の方々、皆様を御紹介させていただきます。

秋吉委員でございます。

阿部委員でございます。

伊藤委員でございます。

上野委員でございます。

尾崎委員でございます。

おときた委員でございます。

川田委員でございますが、本日は欠席との御連絡をいただいております。

木立委員でございます。

黒石委員でございます。

後藤委員でございます。

近藤委員でございますが、本日は欠席との御連絡をいただいております。

ひぐち委員でございます。

矢野委員でございます。

山崎委員でございます。

和佐見委員でございます。

臨時委員の細川委員でございます。

以上、委員の御紹介とさせていただきます。

3 会長・会長代理の選任

○松田幹事 次に、会長の選任をお願いしたいと存じます。本審議会の会長職につきましては、東京都卸売市場審議会条例第5条の規定によりまして、委員の皆様の互選により決定されることとなっております。どなたか御推薦いただければ幸いです、いかがでしょうか。

伊藤裕康委員、どうぞお願いします。

○伊藤委員 東京都水産物卸売業者協会の伊藤と申します。

この審議会の会長につきましては、過去3期にわたって会長代理を務められております木立委員を御推薦申し上げます。木立委員は第10次の東京都卸売市場整備基本方針の取りまとめにも御尽力いただいた実績がございます。大変御苦勞をおかけしますが、木立委員にぜひ会長をお引き受けいただきたいと存じます。

いかがでしょうか。

○松田幹事 木立委員を推薦するお言葉がございましたけれども、木立委員、よろしゅうございますか。

○木立委員 承知いたしました。

○松田幹事 ありがとうございます。

それではお諮りをいたします。木立委員を会長として選任することで、皆様、御異議はございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○松田幹事 ありがとうございます。

それでは、木立委員を会長に選任いたします。

木立会長、早速でございますけれども、会長席にお移りいただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

以後の議事進行につきましては、木立会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○木立会長 委員の皆様から御推挙いただき、会長に御指名いただきましたので、最初に一言だけ御挨拶を申し上げさせていただきます。

卸売市場が生鮮食品等の流通において非常に重要な役割を果たしてきたことは、先ほど市場長からも御説明があったとおりで、多くの方が同意されることかと思ひます。しかしながら、御承知のように、卸売市場をめぐる状況は今、非常に大きく変化している。かねてから市場外流通が伸びてきている。漸進的と言ったらいいのでしょうか、徐々に伸びてくる。ただ、非常に重要な点は、新しい取り組みと言ったらいいのでしょうか、イノベティブな取り組み等が進展してくる。そういった中で、当然、卸売市場も対応してきているわけですが、そういう新しい出荷者側、あるいは買い手側のニーズに応じていく。そしてまた消費者の新しいニーズにどう応えていくかという動きが急速に展開しているかと存じます。

また、あわせて御承知のとおり、いわゆる卸売市場法の改正ということが目前に迫っている。そういった、いわば大きな転換点を迎える中で、これから卸売市場が消費者の豊かな食生活の実現、あるいは国内の農林水産業の発展にいかに関与していくのか、非常にその責任が大きく問われていることかと思ひます。

また、東京都においては本年10月に豊洲市場が開場するというところで、改めて都民の食をどのように支えていくのかということ、各市場ごとに地域特性、立地特性を踏まえて、市場の今後のあり方を精査していくということが問われていくかと存じます。

ぜひ、この審議会において、それぞれの知見をお持ちの委員の皆様方に御議論をいただき、本審議会ですまざまな方向性を検討していただければと存じますので、会長は微力ではございますが、ぜひ、委員の皆様のお力をおかりしまして、本審議会を円滑に進めさせていただきたいと存じます。

何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会長代理の指名をさせていただきます。会長の職務代理者の選任をさせていただきますと存じます。東京都卸売市場審議会条例第5条第3項の規定により、会長が指名をすることとなっております。恐縮ではございますが、私から指名をさせていただきます。

お忙しい中、大変恐縮ではございますが、第10次整備計画の計画部会のメンバーでもございました矢野委員にお願いしたいと存じます。

矢野委員、いかがでしょうか。

○矢野委員 承りました。

○木立会長 それでは矢野委員、よろしくお願いいたします。

会長代理席にお移りください。

それでは、矢野会長代理から一言御挨拶をいただきたいと存じます。

○矢野会長代理 ただいま会長代理を御指名いただきました、矢野でございます。

今、食品流通が大きく変化する中、市場流通も変革せざるを得ないという状況かと思えます。各市場がいかに特色を出していくか。各市場ごとに経営戦略を立てていくということも求められています。この市場流通の問題は、市場関係者のみならず都民にとっても非常に重要な問題だと思っております。

こうした中、大変重責ではございますけれども、委員の皆様方の御支援をいただきながら、会長を補佐してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○木立会長 ありがとうございます。

4 報告事項

○木立会長 それでは、本日の議題に入らせていただきます。

報告事項ということで、まず、事務局より、報告事項1～4について、一括して御説明をいただきたいと存じます。質疑は報告事項の説明の全てが終わった段階でお願いしたいと存じます。

それでは事務局、よろしくお願いいたします。

○松田幹事 報告事項1～4のうち、1～3について私のほうから一括して、お手元に配付させていただいております資料1、資料2、及び資料3に沿って御説明をさせていただきます。

(1) 東京都卸売市場整備計画（第10次）の改正について

○松田幹事 昨年2月に東京都卸売市場整備計画（第10次）を策定いたしましたけれども、本計画につきましては豊洲市場の開場が未確定であったことなどから、豊洲市場に係る取扱量見込みなどを含みませんで、必要に応じて適宜改定を行う暫定計画としてございました。豊洲市場の移転が決定し、その後、開場日を本年10月11日としま

したので、整備計画の改定を行うものでございます。市場別の整備計画に豊洲市場を新たに記載するなどの変更を行ってございまして、資料1の新旧対照表としてまとめてございます。

それでは、資料1「東京都卸売市場整備計画（第10次）変更 新旧対照表」をごらんください。改定内容でございますけれども、1ページ目の下に傍線を引いてございます。「なお、本計画は、豊洲市場の開場が未確定であることなどから、豊洲市場に係る取扱量見込み等を含まず、必要に応じて、適宜、改定を行う暫定計画とする」という部分を削除するものでございます。

続きまして2ページの、卸売市場取扱量の見通しでございます。平成32年度目標年度の水産物、青果物、野菜・果物について、豊洲市場分の取扱量見込みを含まない取扱量としてございましたけれども、豊洲市場分を含んだ取扱量としてございます。

続きまして、3ページ目の第8、市場別整備計画でございます。豊洲市場につきましては「総合的な観点から移転の判断を行う」としてございましたけれども、この部分を削除して、(2)市場別の整備計画に、新たに豊洲市場を記載してございます。

また、築地市場の記載につきましても「移転までの間」という表現に修正してございます。

以上が東京都卸売市場整備計画（第10次）の改定内容でございます。

（2）豊洲市場の認可申請について

○松田幹事 次に資料2「豊洲市場の認可申請手続について」でございます。豊洲市場を開場するに当たりまして、業務規程（中央卸売市場の位置及び面積等）及び事業計画（施設の種類、規模、配置及び構造等）の変更を行うことから、卸売市場法の規定に基づきまして、農林水産大臣に対し変更の認可申請を行うものでございます。

2ページ目に、開場までの流れを記載してございます。整備計画の改定、これは今御説明しましたけれども、本日の審議会への御報告を経て、専門家会議の提言に基づく追加対策工事の完了・確認を行った後、農林水産大臣へ認可手続を行うことになるものでございます。

（3）卸売市場法の改正について

○松田幹事 次に、卸売市場法の改正についてでございます。卸売市場法の改正につきましては、平成28年10月の国の規制改革推進会議、農業ワーキング・グループによる、生産者に有利な流通・加工構造の確立における卸売市場制度の見直しの提言が発端となっております。その後、さまざまな御議論や国による業界団体等へのヒアリングなどを踏まえまして、本年3月6日に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案が閣議決定されまして、現在、国会において審議中でございます。

資料3をごらんください。今申し上げました、卸売市場法改正のポイントとして整理してございます。まず、上の四角囲みの中をごらんください。平成29年12月の農林水産業・地域の活力創造本部において、基本的な考え方として、「これまでの食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、これについては、卸売業者、仲卸業者等の役割・機能が発揮され、今後も食品流通の核として堅持すべきである」と整理されているところでございます。

改正のポイントを、その下に整理してございます。まず、市場の開設については今までのところ農林水産大臣による認可から認定となりまして、卸売業者等に対する許可・承認につきまして、法律上特段の規定がなくなっております。また、国の指導につきましても、開設者のみの関与となっているところでございます。

下段の取引規制についてでございますが、差別的取り扱いの禁止、受託拒否の禁止等につきましては、全市場の共通ルールとして引き続き残置されますが、一方で、第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則の規定につきましては廃止されることとなり、必要に応じて市場ごとに関係者の意見を聞くなど公正な手続を踏み、共通ルールに反しない範囲において定めることができるとされてございます。

今後、法案が成立した後、準備期間を経た上で施行されることとなっており、都においても条例改正等の手続が必要となってまいります。

以上、簡単ではございますけれども、資料1～3についての御説明とさせていただきます。

(4) 豊洲市場における追加対策工事について

○福田幹事 続きまして、豊洲市場における追加対策工事について御説明をいたします。

お手元の資料4をごらんください。

まず1番、追加対策工事の概要でございます。昨年いただきました専門家会議からの提言に基づきまして、地下ピット内における対策として、換気設備の設置、コンクリートの打設を行うこと、そして揚水ポンプの設置など、地下水管理システムの機能強化を行うことを進めております。具体的には記載のような3つの工事を実施しているところでございます。

2番、工事の進捗状況ですが、都としましては工事を着実に進め、ことしの7月末までに専門家会議の確認も含めて対策を完了する方針で取り組んでおります。

まず、換気設備の工事については地下ピット内での換気ダクトなどの設置を進めているところでございます。次に、床面の工事についてはひび割れ抑制に配慮したコンクリートを打設した上で、打設を完了した工区から目地などの工事を実施しているところでございます。最後に地下水管理システムの機能強化工事ですが、地下ピット内において揚水ポンプの設置を進めるとともに外周部などに真空ポンプを設置して揚水

を行っているところでございます。いずれの工事もおおむね順調に進んでおりまして、引き続き着実に推進してまいります。

以上、簡単ではございますが、追加対策工事に関する説明でございました。

○木立会長 ありがとうございます。

それでは早速、報告事項について御意見あるいは御質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○尾崎委員 私からは幾つか意見を述べたいと思っています。

最初に、第10次卸売市場整備計画の中の、豊洲市場にかかわるところを改定するという報告についてです。豊洲市場の開場日を10月11日と決めましたけれども、問題は山積しており、何も解決していません。問題の一つは、市場業者の関係者との合意の問題がまだ残っていると私は思っています。市場関係者の方からは、今、移転反対の声が上がっています。築地のおかみさん会が行った、築地市場の水産仲卸業者への、築地市場の移転についてのアンケート調査の結果が4月12日に発表されました。アンケートへの回答は、水産仲卸業者の過半数を超える261人です。豊洲市場の問題点は解決したかという問いには、「全く解決していない」と回答したのが46.0%、「ほとんど解決していない」が42.9%となっており、この2つを合わせると88.9%にもなります。

「問題は解決した」と答えているのは、わずか0.8%にすぎません。そして、10月11日開場について、「全く納得していない」が49%、「余り納得していない」が31.4%で、この2つを合わせると80.4%の方たちが納得していないということになります。豊洲市場の土壤汚染対策について、「信頼していない」と答えたのが約92%にもなっているのです。移転計画についても、「今からでも中止すべき」が31.4%、「もう一度凍結して話し合うべきだ」と答えたのが38.7%です。「このまま進めてよい」と回答したのは、わずか4.6%となっていました。「豊洲と築地、どちらで商売をしたいのか」の問いには、「当然、築地」と答えたのが60.5%、「できれば築地」と答えたのが32.2%で、この2つを合わせれば92.7%が築地で商売したいと望んでいることがわかります。これが市場関係者の声です。強引に移転を進めることは許されないと、私は考えます。

そして2つ目が、安全・安心の問題です。地下水から環境基準を超えるベンゼンが、12月には130倍、1月には120倍、2月には110倍と検出され、環境基準では出てはならない猛毒のシアンが、全ての街区で検出されています。土壤汚染が残っている状況が、この数値からもはっきりしています。安全・安心とはかけ離れた状況で、豊洲市場への移転について、都民は納得していません。

先ほど報告がありました、豊洲市場の追加対策工事はまだ完了していません。土壤汚染対策の盛り土が建物の下にはありませんでした。そしてもう一つの土壤汚染対策である地下水管理システムが、目標の水位であるA.P. = +1.8mを実現できていません。追加対策工事はこの盛り土のかわりに、建物の下にはコンクリートの打設と換気を行うこと、地下水管理システムの強化を行うことということです。しかし、建物の下に

コンクリートを敷いても、コンクリートにひびが入り、有害物質を完全に封じ込めることはできないということは、専門家会議も認めているところです。議会で、地下水管理システムを強化しても目標水位を達成できるのがいつかを明確に答弁できない状況もあります。現在、ウエルポイント工で強引に地下水を引き上げて、地下水位は一部のところで低くなっていますが、将来にわたって地下水位を目標水位で維持できるとは限りません。これから梅雨に入り、大雨や台風によって地下水位が上がっていくのは、これまでの状況でもはっきりしていることです。幾ら追加対策を行っても、安全・安心が担保できないことは、議会での質疑でも明らかです。追加対策後に専門家が効果を検証するとしていますが、最低でも追加対策後に2年間のモニタリングを行って、その上で豊洲市場への移転を検討すべきだと私は強く求めるものです。

3つ目は、築地市場についてです。築地市場について、築地再開発検討会議がこの間、開催されていますが、まだ具体的な方向は見えていません。小池知事は我が党の質問に、築地ブランドは宝物と述べましたが、どのように守るのかを示していません。築地ブランドは水産仲卸の目ききがあってつくられてきたものです。築地市場を壊してしまえば、築地ブランドはなくなってしまいます。お寿司屋さんや飲食店の経営者からも、築地ブランドを守ってほしい、豊洲市場に移転したらお昼のランチに間に合わなくなって商売は成り立たなくなるという声も上がっています。建築家の方々からは、築地市場は歴史的建造物であり、残してほしいとの声もあるのです。市場業者、都民が一番望んでいるのは、食の安全・安心です。土壌汚染が残っているようなところに、食べ物を扱う市場はふさわしくないと考えます。豊洲市場が開場すれば、年間約92億円の赤字になるとも試算されており、中央卸売市場会計の持続性から見ても大変問題が残ります。開場日が決まったからといって、第10次卸売市場整備計画の改定や豊洲市場の認可申請を行うことには同意ができません。

そして、卸売市場法の改正についても報告がありました。今、国会で審議中です。私は、今回の卸売市場法の改正案は市場での取引の全面的な規制緩和、大手流通資本による流通の完全支配を狙ったもので、産地、出荷者や消費者の利益が大きく損なわれるものになってしまうと思います。それは卸売が消滅し、市場が物流・集配センター化していくことを意味するもので、卸売市場法を許すわけにはいきません。国会でまだ結論が出ていない状況です。審議会への報告は国会で成立後に行うべきだとの意見を述べて、私の発言としたいと思います。

○木立会長 尾崎委員、ありがとうございました。

豊洲の移転のこと、それから安全・安心、そして築地のブランドをいかに守るかという御意見ですが、これに関して都の事務局から何か回答等はございますか。

○福崎幹事 新市場整備部長の福崎でございます。

今、委員から何点か御意見をいただきました。

まず、市場の移転につきまして、これを解決するためには、前提として築地のほう

で働く業者の方々の理解と協力をいただくことが重要でございます。こうしたことから、昨年6月の基本方針以降、知事が築地市場を訪れまして、業界団体の代表の方々に直接お話をさせていただいたところでございます。

また、中央卸売市場におきましても、新市場建設協議会等におきまして、都の取り組み状況を報告しました。また、移転に向けた課題についても、業界団体等を通じて調整を図らせていただいております。

こうした取り組みに加えまして、仲卸業者等を含めた市場業者の方々に対する説明も随時行ってございまして、今後、10月の移転に向けて適切に対応してまいります。

○木立会長 ほかに御意見はございますか。

○伊藤委員 今、尾崎委員から、特に第1番目のお話として、いろいろアンケートの結果その他は築地の業者の大勢だというようなお話がございましたが、それは事実と違うことだと私は思います。

私は当事者として、築地の市場協会の会長もしております。私は水産卸でございますけれども、青果、水産、仲卸、関連事業者、売買参加者、それから小売の団体、魚商業協同組合、こういった各団体ごとに、移転するということについては全面的に全業界、全てこれは賛成でございます。その中で、開場日についても私どものほうから全業界を挙げて10月11日がふさわしいということで意思決定をいたしました。それを東京都のほうに要望としてお出ししたような状態でございます。

ただ、その中で、私どもとしては、東京都に対して、今行われておりますいろいろな追加工事がございます。これらについても完全にきちんとこれを遂行してほしいということと、同時に、それらの終了した時点で、安全確認といえますか、特に専門家会議も開いていただいて、そして、それらについて了承をとっていただくということが条件だと。そしてまた、それらを受けて、知事みずからが豊洲市場は安全であるということについて、安全宣言をしていただきたいということ。これを7月中に出していただきたい。私どもは、それらを前提として、この移転・開場ということに賛成して、現在、その準備をやっているところでございます。

したがって、今のお話については、私どもの理解と大分話が違いますので、その点についてはかなり誤解があると思います。確かに一部に移転反対あるいは築地に存置したいという御希望のあることは承知しておりますけれども、全体としてはこれでいい。しかも、これは前回のこの審議会でも、私は何回か、しつこく質問をいたしました。開場に関して、これはどのような手続を経てこういうことが行われるのだということを何度も御質問したのですが、これに対する都からの回答としては、これはあくまで知事の専権事項であるということでございます。我々はそれに従わなければならないと理解しております。その点で、我々としては、さんざん、いろいろ議論を尽くし、あるいは皆さんの意見がいろいろ出尽くした中で、今回の開場に向けて全業界が一致して、今、その準備をしているという段階でございます。したがって、今

のお話には納得がいきません。

それからもう一つは、確かに、今、触れましたように、安全性の問題など、そういう点で一部疑義があるということは承知しております。そういうことを全て追加工事の中で、しかも専門家会議の御意見としては、地上部分は全く問題なく、安全は確認されていると。ただ、地下の部分について、一部、そういう不安があるということで、これに対して万全の対策を講じてほしいという御意見でございまして、それらを踏まえて、今、追加工事が行われているものと私どもは理解しております。それが私どもの今の考え方ですので、この点、はっきりと意思表示しておきます。

○木立会長 ほかに御意見、御質問はございますか。これに関連して、あるいはその他にもございましたら、御意見等を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

○おときた委員 都議会議員のおときたでございまして。

今、委員の方々からも、るる御発言のありました、築地の事業者の意見に関しましては、確かに移転に反対される方、そして、どうしても築地に思い入れがあるということから、慎重な立場にあるという方々がいらっしゃることは私も存じております。しかし、私が仄聞する限りは、やはり多くの事業者の方々も前向きに豊洲市場への移転ということをつまえて、10月に向けた準備を進めていると認識しておりますので、ぜひ、そこにしっかり寄り添ってサポートをしながら、移転の準備は速やかに進めていただきたいと思っております。

その中で、きょうの報告事項で少し気になりました点は、豊洲市場の認可の申請手続についてです。こちらにつきまして、一部のインターネットや週刊誌、タブロイド紙といったところで、農林水産大臣の認可はおりないとか、おろせないから申請をしていないのだとか、そういった不確かな情報が時々飛び交っているのを目にしております。そういった不確かな情報に振り回されて、事業者の方が不安になってしまっているというような面もあると思っておりますので、申請手続はこのようにしっかりと流れに沿って行われるのだ、行う予定であるのだということは、今もやられていると思っておりますが、しっかりと都から正確な情報発信を継続していただきまして、事業者の方々、都民の方々の不安を払拭して、豊洲市場への移転に向けて、一丸となって進めていただきますよう、要望したいと思います。

以上でございまして。

○木立会長 ほかに何か御意見、御質問等はいかがでしょうか。

特にございませんか。

尾崎委員から、いわゆる卸売市場法の改正はまだ審議中であるということですが、まさにそのとおりです。ただ、ある程度の骨格が閣議決定をして出てきている中で、そういう動きを踏まえて、今後のことも想定した上で、都としても非常に大きな改正ですので、都側としても、それが通ったという前提でものを考えているということではないかと思っておりますが、事務局から何かありますか。

○松田幹事 会長の今のお話の関連でございますけれども、尾崎委員からのお話で、法改正のところの資料3、報告(3)でございますけれども、私どもとしましては、もちろん法の審議中ということでございますけれども、もともとの基本的な考え方として、資料3のところで書いてございます、卸売市場が今まで果たしてきた、もろもろの機能、そして市場業者の皆さんの果たされてきた役割、機能が発揮されて、今後も食品流通の核として堅持すべきであるという基本的な考え方を、きちんと胸に刻んだ上で、こうした改正を契機に、今後も卸売市場が都民の生鮮食料品を安定的に供給し、世の中に必要とされていくという役割をきちんと果たしていくために、法案の審議中ではございますけれども、都としての考え方、あるいは業界の皆さんとの意見交換といったものを、できるだけ早く進めていきたいということもございまして、当審議会にはできるだけ早く御報告をさしあげたいという形でやらせていただいたということでございます。

以上です。

○木立会長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。

特に都側のほう、事務局のほうから何か補足で、いただいた御意見に対する回答等はございますか。

よろしいですか。

委員の皆様から、ほかに御質問等がないということであれば、本日は報告事項という扱いでございます。それに対する質疑については、以上で終わらせていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の審議会を終わりとさせていただきますと存じますが、閉会の前に村松市場長から御発言がございます。

5 閉会

○村松幹事 審議会の終わりに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は委員の皆様方から、さまざまな貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございました。

本審議会は今後の東京都における卸売市場の整備に向けた基本方針をお示しいただく大変重要な役割を担っているものと考えております。

また、卸売市場法の改正を踏まえ、今後、東京都の卸売市場のあり方を検討する必要もございます。このため、委員の皆様方の知見をおかりいたしまして、多岐にわたる議論をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私どもの事務局といたしましても、皆様方に十分に御審議いただけますよう、最大限の努力をしてみいたしますので、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○木立会長 どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議題はこれで全て終了いたしました。今後、市場法の動向等がどうなるか、まだ未定の部分はございますが、これからの自治体における市場のあり方として、各地域が特色を持った市場をどのように考えていくのかということでは非常に大きな負荷のある仕事になろうかと存じます。ぜひ、引き続き委員の先生方には御協力を賜りたいと存じます。

本日は大変お忙しい中、長時間にわたり御議論をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第75回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。

午後2時18分 閉会